

JIS

防護服－ハンドナイフによる切りきず及び 刺しきずを防護するための エプロン，ズボン及びベスト

JIS T 8120 : 2006

(JSAA/JSA)

平成 18 年 4 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 労働安全用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	吉 識 晴 夫	帝京平成大学
(委員)	芦 谷 彰 克	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	市 川 健 二	社団法人産業安全技術協会
	小 川 孝 裕	財団法人日本防災協会
	笠 井 一 治	日本安全靴工業会
	竹 内 宣 博	株式会社千代田テクノ
	谷 澤 和 彦	日本安全帽工業会
	利 岡 信 和	社団法人日本保安用品協会
	中 村 富 也	厚生労働省
	西 本 右 子	神奈川大学
	能 見 和 司	電気事業連合会
	明 星 敏 彦	独立行政法人産業医学総合研究所
	村 上 博 幸	日本原子力研究所
	森 正 晴	川重防災工業株式会社
	山 崎 弘 志	建設業労働災害防止協会
	山 本 為 信	山本光学株式会社
	吉 田 孝 一	社団法人日本電機工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 18.4.25

官 報 公 示：平成 18.4.25

原 案 作 成 者：社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：労働安全用具技術専門委員会 (委員長 吉識 晴夫)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本保安用品協会(JSAA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 13998:2003, Protective clothing – Aprons, trousers and vests protecting against cuts and stabs by hand knives** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS T 8120 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) リスク評価、各種サイズのエプロン及びガーメントの選択とフィッティングとに関する助言

附属書 B (参考) 金属リング溶接部の不完全さ確認試験

附属書 1 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
4. 性能水準の分類	5
5. 要求事項	5
5.1 無害性	5
5.2 サイズ表示	5
5.3 防護領域の最小寸法	5
5.4 エプロン、分割エプロン及び防護ズボンのサポート並びに締め具	7
5.5 人間工学上の要求事項	7
5.6 単位面積当たりの質量	8
5.7 突刺し抵抗性	8
5.8 水準 1 のガーメントの切創抵抗	8
5.9 金属リングの引張強さ	8
5.10 防水性（任意項目）	8
6. 試験装置	8
6.1 試験機の精度	8
6.2 すき間ゲージ	8
6.3 ナイフの衝撃突刺し試験装置	9
6.4 金属リングの引張強さ試験装置	14
6.5 切創抵抗試験装置	14
6.6 防水性	14
7. 試験手順	14
7.1 一般	14
7.2 試験片	15
7.3 無害性	15
7.4 サイズ表示	15
7.5 防護領域の寸法の測定	15
7.6 エプロン及び防護ベストのサポート並びに締め具の試験	15
7.7 人間工学的試験	16
7.8 質量の測定	17
7.9 突刺し試験	17
7.10 切創抵抗試験	18
7.11 金属リングの引張強さ試験	18

	ページ
7.12 防水性試験	18
8. 表示	18
9. 製造業者の提供情報	19
10. 図記号	20
附属書 A (参考) リスク評価, 各種サイズのエプロン及びガーメントの選択とフィッティングとに 関する助言	21
附属書 B (参考) 金属リング溶接部の不完全さ確認試験	26
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	29
解 説	32

白 紙

防護服—ハンドナイフによる切りきず及び刺しきずを 防護するためのエプロン，ズボン及びベスト

Protective clothing—

Aprons, trousers and vests protecting against cuts and stabs by hand knives

序文 この規格は、2003年に第1版として発行された **ISO 13998**, Protective clothing—Aprons, trousers and vests protecting against cuts and stabs by hand knives を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 1 (参考)** に示す。

突刺し及び切り付けに対してある程度の防護を与える、防護エプロン、防護ズボン及び防護ベストは、ナイフが使用者の人体に向けて動かされる作業において使用される。

この規格で規定する性能水準1のエプロン、ズボン及びベストは、切創に対してある程度の防護を与えるものであり、作業が軽く、人体に向けて激しい切創動作が生じない場合にだけ使用に適する (**附属書 A** 参照)。

性能水準2のエプロン、ズボン及びベストは、切創動作において細刃ナイフが用いられる作業での使用に適する。切創動作においては、ナイフの先端が人体に向けられないものとする。また、これらの防護服は、切創動作において広刃ナイフが用いられ、ナイフの先端が人体に向けられる場合の作業にも適する。

1. 適用範囲 この規格は、ハンドナイフを用いる作業のための防護エプロン、防護ズボン及び防護ベスト、並びに事故のときに体の各部分に対して同様の防護を与える他のガーメントに適用する。この規格は、製造業者が防護エプロン、防護ズボン及び防護ベストの使用者に提供すべき設計、突刺に対する抵抗、切創に対する抵抗、サイズ表示、人間工学上の特性、無害性、透水性、洗浄、消毒、表示及び情報に関する要求事項について規定する。また、この規格は、防護水準及び適切な試験方法の種類についても規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 13998:2003, Protective clothing—Aprons, trousers and vests protecting against cuts and stabs by hand knives (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。

JIS L 1092:1998 繊維製品の防水性試験方法